時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千二百三十五號　日曜日
明治廿五年一月十日
舊曆辛卯十二月十一日（辛、丑）
日出午前六時五十三分　日入午後四時四十四分
月出午後一時四十五分　月入午前二時四十六分
滿潮午前零時五十八分　午後一時三十二分
（西曆一千八百九十二年）

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚三錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜日休刊
○時事新報社ヨリ直接ニ遞送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢○遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるもの寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

地方の警察官

我輩は前號の紙上に於て立憲政治の運動に愛嬌の大切なる次第を述べ若しも今の政府の當局者が愈々決心して大に運動するの覺悟あらば取敢へず從來の恩威手段を止め自から爵位を辭して愛嬌を天下に振時き人氣を取るの心掛肝要なる可き旨を忠告したり當局者にして果して此言を容れ心事を一轉するに於ては甚だ妙なれども年來恩威手段の餘弊は各地方の小官吏にまでも波及し末流の弊害却て甚しく彼の警察官が地方の人民に對するが如きは最も著しき例にして之が爲め微妙の間に政府の人望を損するみと極めて大なるものあれば當局者が心事を轉ずると同時に末流の餘弊を改むるみと最も必要なり若しも然らざるに於ては假令ひ如何程に決心するも政府の人望は依然回復せず思ひも寄らざる邊に意外の不評を取るみとある可し抑も地方の小官吏殊に警察官が其本職なる秩序保護の精神を誤りて法律規則を文面の儘に守り政府の威光を笠に着て人民を苦しむるの事實は往々我輩の耳にする所なれども社友の親る所の一人が近日或る地方に於て偶ま其事實を實驗したるの談あれば一例として茲に記載せんに其人は地方の一紳士にして久しく他鄕に在りて此程歸省したるが一日外出の途中風と便用を催ほしたるに地方の常として規則立たる便所の設けもなく殊に士族屋敷の裏手にして往來も離れたる場所なれば別に心も付かず其傍の藪蔭にて用を達し將に立去らんとしたる處、後より大聲にて叱咤する者あり振返りて見れば豈に圖らんや巡査の巡邏にして非常の權幕にて現行犯と認めたれば警察署まで同道せよとの言に紳士も今更心付きて種々に陳謝したれども一切聞入れず是非とも同道す可しとて警察署に連行き凡そ一時間も待せたる後、二三人代る〲出來り言語不遜備など苟も人に對して用ゆ可らざる言葉を交へて何か說諭らしき言を述べ或は我々は今みそ斯る微官に居れども其心事は至て高尚なるものなりなど放言して扨最後に至り違警罪違犯の廉を以て罰金五錢申付る旨言渡し始めて放免されたりと云ふ現に規則を犯したる不都合は致方なけれども兎に角に一紳士を取扱ふに斯くの如く亂暴なるを見れば其他は思ひ見る可し去る十二月二日の社說中に記したる倫敦の巡査が他國の人に對する臨機々轉の取扱に較ぶれば雲泥霄壤の差ありと云ふ可し右は一地方の例に過ぎざれども我輩の聞知する所にては是種の弊は各地方共に往々免れざるが如し全體今の巡査は多くは士族出身の者なる故に一方に於ては心事高尚にして廉潔の稱あると同時に一方に於ては兎角人民を蔑視して無愛憎の擧動少なからず其一人に就て云へば心事の高尚なるは誠に嘉す可しと雖も其心事を職掌の上にまで及ぼし爲めに他を蔑視するに至りては決して恕す可らず如何となれば職掌上の心得と一身上の心事とは自から別なるものなればなり然りと雖も斯くの如きは抑も事の餘弊に過ぎざるのみ畢竟その弊源を尋ぬれば政府ノ當局者が年來官尊民卑の氣風を養成し所謂恩威手段を政略上に利用したる其餘弊次第〱に波及して茲に至りたるものにみそあれば當局者にして愈々悔悟の決心あるに於ては自から改むると同時に弊源より流出して各地方に波及したる其餘弊をも悉皆洗ひ去り一切更新の覺悟なかる可らず或は地方小官吏の擧動などは中央大政府の政略に關係なきものなりとて輕々に看過するみともあらんなれども實際に於ては決して然らず地方多數の人民は政略の方向などに頓着するものに非ず其日々接する所のものは地方の小官吏にして其擧動は一々耳目に映響して情に感ずるものなれば若しも其擧動にして感情を害するみと甚しきときは恰も中央政府の弊風が地方の小官吏に傳はると一般にして其感情は次第〱に上騰して矢張り政府の不人望を招かざるを得ず殊に警察官の如きは例の恩威手段を利用するに最も便利なる地位なれば益々謹まざる可らず小官吏の擧動決して輕んず可らざるなり右の外縣官郡吏收稅吏等に關しても言ふ可きみと少なからざれども之を他日に讓り終りに臨み序に一言するは外ならず昨年警察官の服制を改正して警部などの服裝は恰も陸軍の將校と同一樣のものとなりたり東京府下などにては別に目に立たざれども各地方に至れば既に固有の威嚴ある其上に服裝の儼然たる邊りを拂ふが如くにして無智の小民などは一見先づ恐怖の情を催ほさゞるを得ず益々その威光を加ふのみにして事に益なきが如し誠に小事に似たれども是れ又當局者の注意す可き事柄なる可し

雜報

○南太平洋（ニユーカレドニヤ、濠洲旅行記）　特派員　三本　武重

神戸長崎間の航海

十二月卅一日午前十時神戸を出帆す夜來雨を催して天色墨の如し本船の進むに從ひ西南風に雨を交へて寒威凜烈、唯室内に閉居して讀書するのみ内海の絶景も眺望する能はず暮色蒼々を增すと同時に風益々加はり進行の遲々たるを覺ゆ翌朝早起して甲板に出づれば船は馬關海峽に入りて明治廿五年の元旦を迎へぬ此日天氣清朗、波穩にして鳥も通はぬてふ玄海洋を無事に過ぎ夜十一時長崎に安着す余の乘組たる西京丸は其姉妹船なる神戸丸と共に日本郵船會社の最良船にして船室の構造頗る便利なれば旅客をして大に愉快を感ぜしむ船員の實話に據れば近來日本人の上等船客は極めて少なく重に西洋人なれども今便には日本人の乘客頗る多く長崎縣の代議士二名、福岡縣の代議士三名も船中にあり孰れも中原の鹿を爭はんが爲め歸省するものなり又日本郵船會社の支店長内田耕作氏も廣嶋丸濠洲行の用向に付西京丸に乘じて長崎に來れり

漁船に乘じて天草に渡る

南太平洋のニユーカレドニヤ嶋に渡航すべき移住民は天草より五百名、熊本より一百名合計六百名を募集する筈なりしかば余は天草郡の狀態を視察せんが爲め去る二日早朝吉佐移民會社員二名と共に腕車を馳て高上峠を越へ茂木と云へる一寒村より一漁船を雇ひ滿帆の速力を以て天草に渡らんとす北風波を動かし怒濤船に當りて碎け泡沫を飛ばす事甚危險なるを知らず茫々たる天草灘を右に眺めつゝ十五里の航路を五時間に走り町上口村の海岸に安着せり熊本縣天草郡は上嶋下嶋の兩嶋及び其附屬の小嶋より成り上嶋は周圍四十三里、下嶋は周圍七十三里に及ぶ人口凡そ十八萬人、嶋民は農業及び漁業を本業とす嶋内耕作能く開け全嶋到る處開墾せざる無しと云ふも過言にあらざ余は數里の間海岸に沿ふて航行を試みしに土地の存する限り開墾し盡くして寸地を殘さず以て其全班を推察するに足るべし余の赴きたる町山口村は天草郡中の首府とも云ふべき所にして郡役所、裁判所、警察署等あり戸數七百人口、三千五百余あり移民會社員佐久間貞一氏の代人平岡捨三氏は十數日前より此地に來り假事務所を設け各村より移住民を募集に奔走し僅か數日間に八百名の應募申込人ありしと云ふ余の同村に到りし時は愈々翌朝を期して鄕里を出發せん爲め各村より移住民の集りたる日なりしかば其混雜一方ならず中には離別の情に堪へざるが如き夫婦をも見受けたり今回の移住民は大抵平生農業に從事する男子のみにて女子の渡航を許さず其内五分の一位を除けば他は皆獨身者なるよし嶋民の性質は極めて撲直溫良なり余は成る可く各地を巡歷して其人情風俗を探らんと欲したれども交通頗る不便にして限ある時日中に到底其目的を達する能はず該嶋民中の重立たる人々に就て聞く所に據れば嶋民は農業漁業を本業とし海產物、砂糖、米、麥、薩摩芋等を出す中等以下の人民は大抵米飯を用ひず薩摩芋を常食となす由にて余の村中を巡回したる時にも路傍に薩摩芋を乾し置けるを見受けたる事屢々ありき該嶋は土地面積の狹小なるにも拘はらず人口非常に多くして他國に出稼する者少からず又漁夫の大膽なるものは漁身に乘じて遠く朝鮮海に航し漁獵に從事するよし氣候は餘程暖かなるものゝ如し

翌三日大坂商船會社の汽船鎮西丸は移住民搭載の爲め町山口村の沖合に來れり余は移住民等と共に之れに乘組み夜七時頃長崎に着し移住民は直に廣嶋丸に乘替へ

たり當日商船會社の
名を三角港より積み

○軍艦受宕と居留人
り翌年の二三月頃迄
する事能はざるより
的を以て同地に赴く
遡り以て翌年の春
日本の軍艦は是迄一
より我海軍省に於て
同地に派遣せり然る
定の期日に彼地へ達
起の變ありしかば天
起し萬一暴徒の起る
て防禦すべしとの相
軍艦は杖とも柱とも
る元氣を添ゆる者あ
在るのみにて他國の
の同地に在留する者
日本の軍艦はイツ來
ありて只管同艦の入
く天津に入港せしか
るに同艦の入港する
地に赴かんとしたる
を待ざりしより各國
頼する中にも日本人
び起し一般居留人の
冬籠を爲したる日本
其筋へ通報ありたる

○岩手縣自由主義者
館に於て岩手縣下の
たる模樣を開くに來
より出席せるもの無
士總會に於て決議し
を黨議として議すべ
告文として可なりと
議論出で〱纏らざん
要せずとて散會せん
一の關釜石等の各地
云ふ

○地價修正論者の大
太郞二氏及び堀内
後三時頃より大坂中
開き地價修正に係る
坂に於て各地修正論
本年の議會に提出す

○菊池侃二氏は再撰
の前代議士菊池侃二
は氏を再撰するの意
込みあるにも拘らず
退し今後は專ら代言
氏も議會解散の命下
を斷念し歸坂早々常
とも辭任すべしと二

○静岡市會議長及
市制第三十七條の規
撰舉を爲せしに北村
理者に當選したりと